

市民活動・消費生活に関する情報をお届けします

vol. 94

2025.1

ライフパル通信

Contents

● 市民活動コーナー ● 消費生活コーナー ● ライフパルからのお知らせ



◆第8回「おおいたNPO博」

令和6年11月24日(日) 開催





市民活動コーナー



特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス 日本・大分

活動の目的

スペシャルオリンピックスは、知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織です。また、私たちのスポーツ活動に参加する知的障がいのある人たちをアスリートと呼んでいます。

活動内容

継続的なトレーニングと成果の発表の場である競技会を提供しています。

多くの場合、1週間に1度、2時間ほど、アスリートとコーチが共にスポーツを楽しみ、一定の期間（参加回数8回以上）のトレーニングの後、その成果を競技会、大会で発表します。

ひとりひとりに合わせたプログラムの実施

ひとりひとりの競技能力に合わせてプログラムを提供しています。例えば水泳の場合、まずは、着替えです。次はシャワーを浴びること、そしてプールに入れるようになること、水の中を歩けるようになること、ビート板を使って泳ぐことなど、少しずつ、ひとりひとりに合わせてプログラムを進めていきます。コーチたちと一緒にスポーツができるようになることも大きな進歩です。

メッセージ

私たちは、知的障がいのある人たちの成長にスポーツが大きなプラスになり、またスポーツを通じて共に活動することは地域社会である大分市にとっても大きなプラスになると考えています。スペシャルオリンピックスは性別、年齢、スポーツのレベルを問わず、共に成長し、共に楽しむ、そしてその経験を分かち合うことが重要と考え活動しています。



問い合わせ先▶▶▶

特定非営利活動法人
スペシャルオリンピックス 日本・大分 事務局
〒870-0029 大分市高砂町1-11 津末ビル201
TEL : 097-578-6480 (火・木)
FAX : 097-578-6481
Email : son_oaita@yahoo.co.jp
HP : <https://son-oita.com/>



消費生活センターってどんなところ？



消費生活センターってどんなことをしているところですか？

消費者からの消費生活に関する相談を受け付けて助言やあっせんを行っています。また、消費者被害の未然防止のために啓発活動も行っています。



どんな相談ができますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」等、消費者と事業者の間に生じた消費生活に関するトラブルについて相談を受け付けています。

たとえば…

- ・身に覚えのない請求メールが届いた。
- ・電話勧誘や訪問販売で買った商品やサービスをクーリング・オフしたい。
- ・1回だけ注文したつもりが定期購入契約だった。

※事業者や個人事業主の方からの事業に関する相談や、個人間トラブルに関する相談はお受けできません。



どうやって相談するの？

電話もしくは来所による相談を受け付けています。原則として、契約者本人が相談してください。

※相談料は無料ですが、電話相談の場合には通信料のご負担が発生します。



相談する前に準備しておくといものはありますか？

契約書や商品のパンフレット、パソコンやスマホを利用した場合は、ウェブサイト広告や、事業者と交わしたSNSやメールの記録等を用意して頂くと、スムーズに相談を進めることができます。



啓発活動ってどんなことをしていますか？

消費者被害を未然に防ぐため、自治会や地域のサロン、サークルなどで開催される消費生活に関する学習会で悪質商法の相談事例を紹介したり、対処方法についてお話をしています。

悪質商法、契約トラブルなどで困った時は、

消費生活相談専用電話

☎097-534-6145

なお、全国共通の3ケタの電話番号（消費者ホットライン「188」[いやや]）に電話して郵便番号を入力していただくと、お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。





ライフパルからのお知らせ

ライフパルの行事

裂き織り教室	1月10日(金)・1月24日(金)・2月14日(金)・2月28日(金) 3月14日(金)・3月28日(金)・4月11日(金)・4月25日(金) 5月 9日(金)・5月23日(金)	10時～12時、13時～15時
笑顔広がる折り紙教室	1月29日(水)・4月30日(水)	10時～12時、13時～15時
切り絵教室	1月18日(土)・3月15日(土)・5月17日(土)	13時～15時
読み聞かせ会	1月11日(土)・2月 8日(土)・3月 8日(土)・4月12日(土) 5月10日(土)	14時～15時
メディカル アロマセラピー体験講座	1月16日(木)・2月20日(木)・3月20日(木)・4月17日(木) 5月15日(木)	13時～15時
けん玉教室	1月 5日(日)・1月19日(日)・2月 2日(日)・2月16日(日) 3月 2日(日)・3月16日(日)・4月 6日(日)・4月20日(日) 5月 4日(日)・5月18日(日)	10時30分～11時30分、 13時～14時
久住野菜市	毎週水曜日・土曜日	9時頃～午前中

※開催日は変更になる可能性があり、また参加する場合には事前に予約が必要になるものもあります。お越しの際は
大分市ホームページや市報、またはライフパルにお電話でご確認ください。

2024年度(令和6年度)は、ライフパル団体登録の更新年度です!!

ライフパルの施設設備をご利用する場合は、原則登録が必要となります。
2023年度(令和5年度)までの間に登録をした団体が対象となります。
更新手続きを行わなかった場合、施設の利用をすることができなくなります。
更新を行う団体については、**2025年(令和7年)2月28日まで**に「ライフパル市民活動団体等登録更新申請書」の提出をしていただくようお願いします。
また、ライフパルで行う市民活動・NPOサポート講座の案内等については、今後、メールにて送付を予定しています。
メールアドレスを所有し、登録していない団体については登録をお願いします。
詳しくは、ライフパルホームページをご覧ください。

更新手続きを行わない場合は、施設設備のご利用は、2025年(令和7年)3月31日までとなります。引き続き、ご利用されたい場合は、ぜひ更新手続きをしてください!



【開館時間】 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00

【休館日】 月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)

相談
業務

- NPO法人等の市民活動に関する相談
平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
- 消費生活に関する相談
毎週火～金曜日 9:00～18:00(受付) 土曜日 9:00～16:00(受付)
※日曜日、祝日は行っておりません。



アクセス
Map



ライフパル
ホームページは
こちら

発行元・
お問い合わせ

大分市市民部 生活安全・男女共同参画課
市民活動・消費生活センター(ライフパル)

〒870-0021 大分市府内町3丁目7番39号 Tel.097-573-3770 Fax.097-537-7271
HP <https://www.support-oita.jp> E-Mail info@support-oita.jp

